

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	30
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	30
○道路の供用の開始……………（道路課）	30
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課）	30
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	31
道教育庁オホーツク教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	33

告 示	
北海道告示第760号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成22年11月8日、中新土地改良区の定款の変更を認可した。	
平成22年11月19日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第761号	
農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。	
平成22年11月19日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1(1)	指定施業要件変更予定保安林 雨竜郡沼田町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所
(2)	保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
(3)	変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

沼田町（次の図に示す部分に限る。）	
(イ)	その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ)	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ)	間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ	立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
2(1)	指定施業要件変更予定保安林 雨竜郡沼田町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所
(2)	保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3)	変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。
(イ)	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)	間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ	立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び沼田町役場に備え置いて縦覧に供する。）	

北海道告示第762号	
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。	
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。	
平成22年11月19日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道道 芽生貫気別線	沙流郡平取町字芽生82番7地先から 平成22.11.19
	同郡平取町字芽生82番1地先まで

北海道告示第763号	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。	
平成22年11月19日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1	土砂災害警戒区域の箇所番号

小樽新光5丁目3（Ⅰ－1－231－768） 2 土砂災害警戒区域の表示 小樽市新光5丁目（次の図のとおり） 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 （「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第764号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成22年11月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差円山2（Ⅰ－2－402－1440） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字円山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差円山4（Ⅰ－2－404－1442） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字円山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差円山5（Ⅰ－2－405－1443） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字円山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差円山6（Ⅱ－2－278－1061） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字円山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差円山7（Ⅱ－2－279－1062） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字円山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差円山8（Ⅰ－2－406－1444） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字円山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 森上台町5（Ⅰ－2－335－1373） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字上台町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	---

8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 砂原二ツ山（Ⅰ－２－331－1369） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 茅部郡森町字砂原東４丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽新光１丁目１（Ⅰ－１－224－761） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市新光１丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽新光１丁目２（Ⅰ－１－225－762） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市新光１丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽新光１丁目３（Ⅰ－１－227－764） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市新光１丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽新光５丁目１（Ⅰ－１－228－765） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示	小樽市新光５丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽新光５丁目２（Ⅰ－１－230－767） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市新光５丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽新光５丁目４（Ⅰ－１－232－769） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市新光５丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桜１丁目１（Ⅰ－１－203－740） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桜１丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桜１丁目２（Ⅰ－１－209－746） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桜１丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
---	---

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桜1丁目4 (Ⅰ-1-211-748) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桜1丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桜3丁目3 (Ⅱ-1-53-606) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桜3丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽桜5丁目1 (Ⅰ-1-212-749) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市桜5丁目(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽船浜1 (Ⅰ-1-216-753) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市船浜町(次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供す	る。) 道 教 育 庁 オ ホ ー ツ ク 教 育 局 告 示 北海道教育庁オホーツク教育局告示第18号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年11月19日 北海道教育庁オホーツク教育局長 森 徳 男 1 落札に係る物品等の名称及び数量 北海道美幌農業高等学校学科転換に係る物品購入 分光光度計ほか全14品目(83台) 2 落札を決定した日 平成22年11月11日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 大槻理化学株式会社 (2) 住 所 北見市卸町1丁目6番地2 4 落札金額 22,575,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成22年10月1日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第13号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局企画総務課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目
---	---